

(別表1)

事業継続力強化支援計画

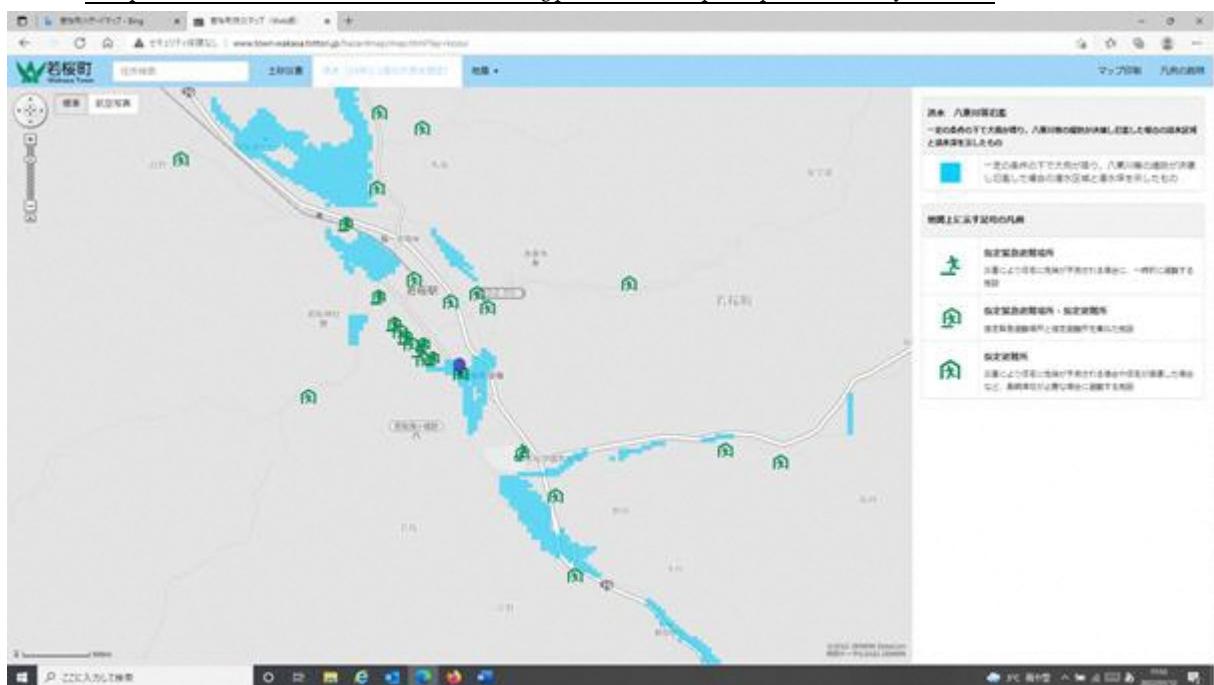
事業継続力強化支援事業の目標	
1. 現状	
(1) 地域の災害等リスク	
①地域の概要・立地（若桜町地域防災計画より） 本町は、鳥取県の東南端に位置し、東側は兵庫県、南側は岡山県、北西側は八頭町、南西側は智頭町にそれぞれ接している。 面積は 199.18 m ² 、距離は東西 14.1 km、南北 22.7 kmである。氷ノ山、東山、三室山、扇ノ山の四山系をはじめ、県境に沿って高さ 1,000m内外の峰が連なってすり鉢のように町の四方を囲んでいる。 また、広大な山岳地帯は総面積の 96%を占め、平均標高は 455mで、わずかな平地に散在する各集落も標高の高い位置にあり、背後の溪流は無数の谷を刻み落折、茗荷谷、諸鹿などでは典型的なV字谷が、小船、糸白見などでは小規模な扇状地が広がっている。	
②気象概況（若桜町地域防災計画より） 本町の気象は山間高冷地帯に属し、冬期間の降雪量は多く、積雪期間は3ヶ月にも及ぶ豪雪地帯である。令和2年12月の月降雪量は若桜地区 152 cm、山間部のつく米地区は 284 cm。 また、令和2年度の月別降水量では7月が最も多く 325 mmであり、令和2年度の月平均は約 171 mmとなっている。 早稲、晩霜の恐れがあるため稻作は単作地帯だが、杉・桧などの針葉樹の生育に適している。	
③災害リスク（若桜町地域防災計画より） (1) 災害の概要 本町の災害を災害種別でみると、台風、台風以外の水害、雪害、冷害、火災等の災害が発生している。このため、河川の水害防止、山地の自然災害防止を図るため、河川改良の促進、治山、治水、造林事業の積極的な導入により、各種災害の防止を図っている。 また、河川監視用カメラを町内 20ヶ所に設置している。	
(2) 大雨と災害 災害の中でも水害及び土砂災害は、特に毎年のように繰り返され、人的・物的に多くの損害を生じている。本町の地形は総体的に山地で平野が少なく、近年、山間地・丘陵地帯の開発が進み、限られた平坦地にも公共施設、事業所などの建設が行われた。 また、森林の荒廃、宅地などの開発によりかつての土地保水力が弱まり、降雨時には多量の水が流出し、水害が発生する可能性が強まっている。	
(3) 大雪と災害 積雪による交通路の途絶、通信線の切断、雪崩などによる家屋・人家の被災、更には孤立集落の発生など長期化、広範化が懸念されている。	

(洪水：ハザードマップ)

50年に1度の大雨を想定。一定の条件の下で大雨が降り、八東川等の堤防が決壊し氾濫した場合の浸水区域と浸水深を示したものである。若桜町商工会が立地し、小売業が点在する若桜地区において、3~5mの浸水が想定されている区域も存在する。

●若桜町 WEB 版防災ハザードマップ「洪水に関するマップ」

<http://www.town.wakasa.tottori.jp/hazardmap/map.html?lay=kozui>

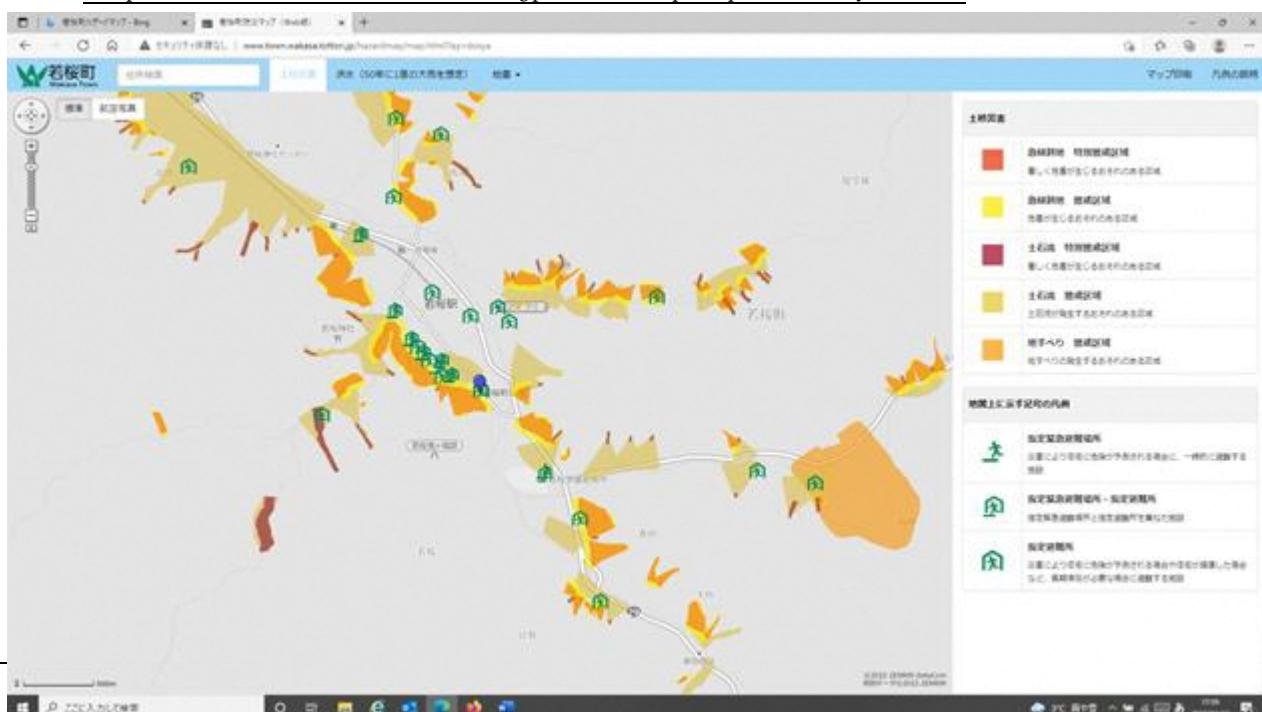


(土砂災害：ハザードマップ)

山間部の小船や大野、吉川地区は土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、吉川地区に製造小売業等が点在している。

●若桜町 WEB 版防災ハザードマップ「土砂災害に関するマップ」

<http://www.town.wakasa.tottori.jp/hazardmap/map.html?lay=kozui#>

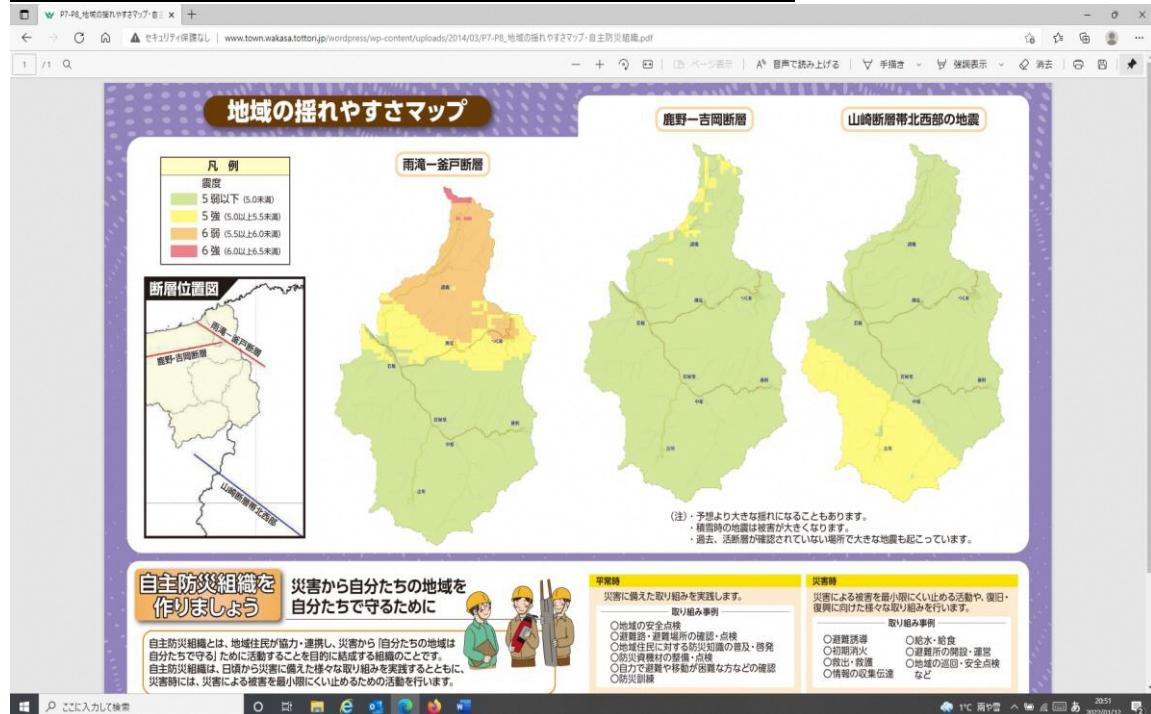


(地震：ハザードマップ 地域の揺れやすさマップ)

防災ハザードマップ「地域の揺れやすさマップ」によると、雨滝-釜戸断層により、震度 6 弱の地震が諸鹿地区、震度 5 強がつく米地区・渕見地区となっており、山崎断層により震度 5 強が吉川地区と示されている。

●若桜町 WEB 版防災ハザードマップ「地震に関するマップ」

http://www.town.wakasa.tottori.jp/hazardmap/flow_02.html



(感染症（新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ）)

本町では、新型インフルエンザ等の発生時において、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護するとともに、町民生活及び経済に及ぼす影響が最小となることを目的として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、「若桜町新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成している。

町における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、町として実施すべき具体的対策を明記している。町行動計画は、対策の実施や国及び県行動計画の改定等を受けて随時適切に見直しを行うこととしている。

また、新型コロナウイルス感染症について、全国的な感染拡大が続いており、本町においても町民の健康被害及び経済活動に影響を及ぼしている。鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画をもとに感染拡大を防止するとともに、変異株の発生など状況を注視しながら適切に対応し、感染予防の周知を徹底していく必要がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 155 人 (令和3年商工会実態調査：令和3年4月1日現在)
- ・小規模事業者数 141 人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	29	27
	製造業	21	16
	卸・小売業	56	52
	飲食・宿泊業	12	12 宿泊業はつく米地区に集中している
	サービス業	26	25
	その他	11	9 町内に広く分散している
合 計		155	141

(3) これまでの取組

ア 若桜町の取組

- ・地域防災計画の策定（最終改定 令和3年11月）、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策物品の備蓄
- ・若桜町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・他市町村及び民間企業と災害応援協定を締結

イ 若桜町商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国・県の施策の周知
- ・民間損保会社（東京海上日動火災保険株式会社、損保ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損保株式会社）と連携した損害保険の活用促進（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等）
- ・鳥取県商工会連合会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県3者での大規模自然災害発生時における各種支援協定を締結（令和元年8月20日）

2. 課題

- ・緊急時の対応及び協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・小規模事業者における個社別BCP計画策定が進んでいない。

3. 目標

- ・地区内の中規模事業者に災害・感染症等リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させる。
- ・民間損保会社と連携した損害保険の活用促進（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等）
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症まん延時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を平時から構築する。

4. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
(2) 事業継続力強化支援事業の内容 若桜町商工会と若桜町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。
ア 事前の対策
以下のとおり若桜町商工会と若桜町が事前の対策に取り組み、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようとする。
① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知
・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。 ・商工会報や市町村広報誌、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
② 小規模事業者のBCP策定支援
・小規模事業者のBCP策定状況を把握するとともに、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。 ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。 ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
③ 商工会自身の事業継続計画の見直し・作成
・若桜町商工会は、令和4年度内に事業継続計画の見直しを予定している。
④ 関係団体等との連携
・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した、小規模事業者に対する災害リスクの周知、事業者BCPの策定支援を実施。 ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。 ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
⑤ フォローアップ
・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。 ・若桜町商工会と若桜町で事業者BCPの推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。
⑥ 当該計画に係る訓練の実施
・自然災害の具体的な想定（地震、河川の氾濫等）に基づき、若桜町、若桜町商工会、その他関係団体等との連絡ルートの確認等の訓練を実施する。

イ 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、以下のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・若桜町商工会は、発災後速やかに職員の安否を確認（メール等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について若桜町と共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、若桜町における感染症対策本部設置に基づき若桜町商工会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・若桜町は、若桜町商工会と家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を随時共有する。
- ・若桜町商工会は、地域内の事業者の大まかな被害状況を若桜町と共有する。
- ・若桜町商工会と若桜町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制を取る。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。等。
- ・若桜町商工会は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員を踏まえ、業務の優先順位に応じて役割分担を決める。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」等の被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・特定の地域内の事業所と連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

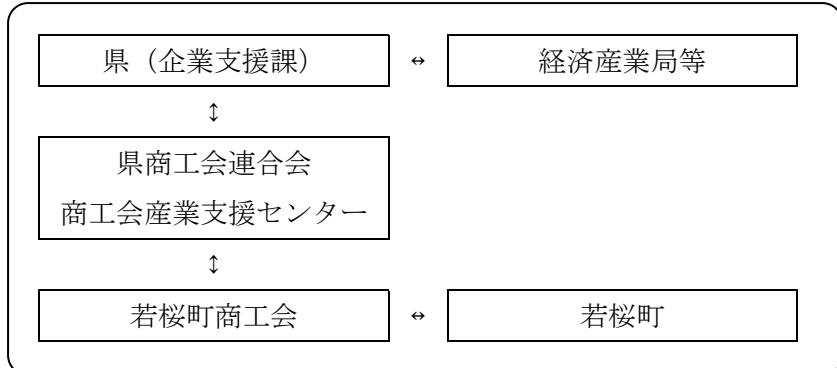
ウ 被害状況の県への報告

若桜町商工会は、事業者の被害状況に係る情報を、県（商工労働部企業支援課）に報告する。

【報告項目】

事業者名、所在地、業種、被害の状況、被害額（把握できる場合のみ）、対応内容、復旧見込

■事業者の被害状況に係る連絡ルート



エ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、若桜町商工会と若桜町が共有した情報を県の指定する方法にて若桜町商工会又は若桜町より県へ報告する。

オ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・若桜町と若桜町商工会は、相談窓口の開設について相談する（若桜町商工会は、国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・若桜町と若桜町商工会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

カ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・若桜町商工会、若桜町、県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、鳥取県商工会連合会・鳥取県商工会議所連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」（令和元年8月20日締結）に基づき、他の地域からの応援派遣等を県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

キ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

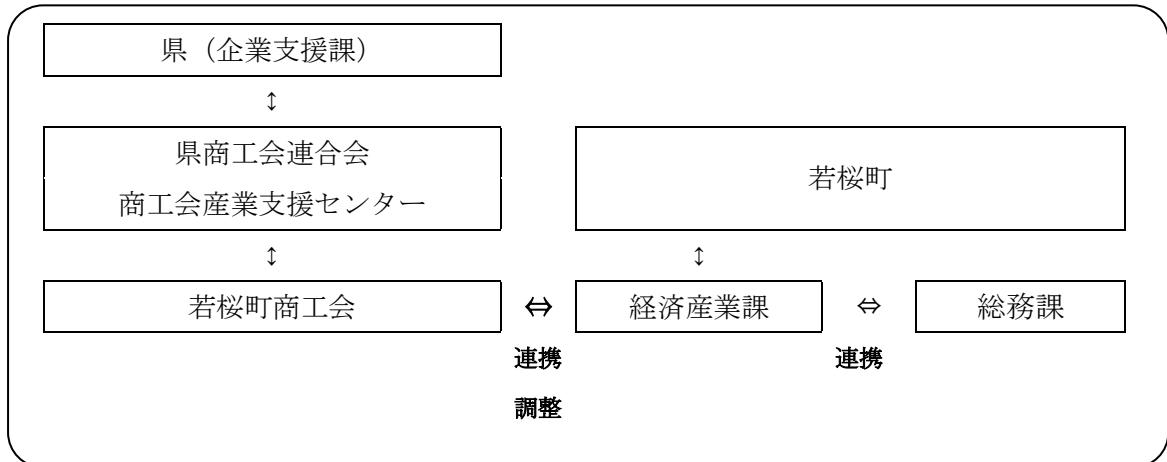
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年1月現在)

(1) 実施体制（商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

若桜町商工会：事務長1名、経営支援専門員1名、経営支援員1名、一般職員1名 計4名
若桜町役場：にぎわい創出課5名 総務課8名



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏 名：事務長 石渡大輔
連絡先：0858-82-1811

②当該経営指導員等による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組や実行
- ・災害リスクの周知、事業所BCPの策定支援等の進捗管理、見直し

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①若桜町商工会

〒680-0701 鳥取県八頭郡若桜町若桜320番地
TEL:0858-82-1811 /FAX:0858-82-0271
E-mail:wakasa-sci@tori-skr.jp

②若桜町役場 経済産業課

〒680-0792 鳥取県八頭郡若桜町若桜801番地5
TEL:0858-82-2238 /FAX:0858-82-0134
E-mail:keizai@town.wakasa.tottori.jp

(4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCPセミナー	100	100	100	100	100
2. 専門家派遣	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

鳥取県交付金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	